平成２２年（フ）第１８０２号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目487番地１　タウンコート櫛引101、旧住所さいたま市西区三橋６丁目1743番地84
債務者　丹羽　政己
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８８号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―16―202
債務者　阿部　法弘
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２１号
埼玉県川口市仲町５番46号
債務者　柿沼　輝代
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
長野県北安曇郡池田町大字中鵜240番地１
債務者　矢花　貞雄
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３２８号
長野県松本市大字惣社1048番地１　パナハイツノグチ203、前住所長野県松本市女鳥羽１丁目４番５号　中田ハイツ106
債務者　藤森　晃一
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３６５号
長野県塩尻市大字広丘吉田1652番地１　ハイシャンブルＢ202号
債務者　伊藤　淳司
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３３５２号
名古屋市港区小賀須３丁目1103番地　セジュール小賀須201号
債務者　徳茂亜由美（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４５１号
名古屋市昭和区長池町５丁目16番地の７　長池ビル303号
債務者　成田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４６３号
名古屋市中川区露橋１丁目３番10号　横堀ハイツ101号
債務者　庄司　竜也
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４７２号
愛知県あま市七宝町安松12丁目27番地
債務者　髙橋　好美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５０６号
神戸市灘区鶴甲４丁目１番８―403号、従前の住所神戸市灘区鶴甲２丁目５番24号　ソレーユ六甲102号
債務者　井原　美樹
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７７号
神戸市須磨区明神町１丁目４番１号
債務者　瀬戸　幸弘
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２０号
神戸市長田区明泉寺町２丁目７番４号　明泉寺ハイツ102号、従前の住所神戸市中央区中町通４丁目２番５号
債務者　永野　磨紀
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４８号
神戸市灘区船寺通１丁目７番17―801号
債務者　市村　潤一
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５２号
神戸市東灘区北青木４丁目１番26号スリーリング青木ハイツ303号
債務者　川瀬　　正
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５３号
神戸市中央区加納町３丁目12番11―603号
債務者　日岡　友絵
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６３号
神戸市兵庫区福原町30番20―606号
債務者　大城　和行
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３６６号
福岡市博多区比恵町11番21―304号
債務者　都野　佳子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部